

出席停止期間の解釈

学校感染症 第2種

病名	出席停止期間
流行性感冒 (インフルエンザ)	発症して5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	症状消失後2日を経過するまで
結核 髄膜炎 菌性髄膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで

学校感染症 第3種

急性出血性結膜炎 流行性角結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 その他の感染症	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
-----------------------------------------------	------------------------------

学校感染症 第3種(条件によっては出席停止になる感染症)

溶連菌感染症	登園は医師の判断による
手足口病・ヘルパンギーナ	登園は医師の判断による
流行性嘔吐下痢症	下痢、嘔吐症状の回復後、全身状態が良い者は登園可能
ウイルス性肝炎	肝機能が正常化すれば登園可能
伝染性紅斑(りんご病)	発疹期には感染力はほとんどなく、登園可能
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良い者は登園可能

登園停止の必要はないと考える疾患・・・アタマジラミ、水いぼ、とびひ

第2種 学校で多く見かける感染症で主に「飛沫感染」するのが特徴です。

第3種 それ以外のもので、学校などで流行しやすいものです。

証明書

天王学園幼稚園

組 名前

病 名()

上記の症状で、平成 年 月 日から
平成 年 月 日までの 日間療養中であつたが、主要症状が消退し、もはや伝染のおそれがないものと認めます。

平成 年 月 日

主治医 (住所)

(氏名)

印